

「郷土研究」の一特質 その実践的側面

田 中 礼 子

Abstract

As the Japanese national economy developed more rapidly, Kunio Yanagita's study became more characterized by a certain tendency, as it can be seen in his "Kyodo-kenkyu"; In this study he not only insisted on the importance of diversification of farmyards in his days as before, but also cast light on their autonomous creative capacity they had before, thus hoping that the rural population would learn from his study to restore their economic independence.

キーワード.....柳田国男 郷土研究 一極集中

1. はじめに

1920 年前後の日本社会においては、産業革命期をとおしての産業化 (industrialization) と、それと併行して進行した都市化 (urbanization) の展開により、産業構造と人口構造に著しい変化がみられた。これにともない大都市 - 地方都市 - 町 - 村の序列関係が明確になり、地域間格差が拡大していた。

この時期東京では私鉄が敷設されているが、このことはその利用者としての中産階級の広汎な形成を示している。彼らの生活意識は、都市の「中流階級の主婦」を対象として 1917 年に創刊された雑誌『主婦乃友』の記事によりその一端を窺うことができる。その誌面は「家政の効率化・合理化・衛生化するなわち科学化を推奨、電熱器・電気アイロン・ストーブなどのすんだ器具を紹介」し、「洋装をすすめ洋裁の仕方を教え、西洋料理の方法や文化住宅の設計にふれた記事で毎号の誌面をみだし」ていた¹⁾。彼らは東京の郊外に「文化住宅」とよばれる住居を構え、私鉄を利用して東京の中心部にある一流企業へ出勤した。東京では大正デモクラシーを背景とする自由で豊かさの横溢した「モダニズム」とよばれる生活文化が展開していた。

他方農村においては小作争議が全国的規模で展開していて、大都市東京と地方の農村では鮮やかなコントラストを描いている。

柳田国男はこの都市と農村における所得格差と生活水準格差の原因とその解決策を『都市と農村』で論じているが、その前に刊行された『日本農民史』も同様の問題意識で書かれている。

「郷土研究」の一特質(田中)

彼はその解決の方策の一つとして「郷土研究」の活用を提示する。

本論文はこの二書において柳田が提示した解決策を農村問題に限定してとりあげ、その解決策の一つとして位置付けられた「郷土研究」の特質を明確にすることを課題とする。

2. 『日本農民史』中の「郷土研究」の位置付け

(1) 『日本農民史』の執筆動機

1926年、柳田は『日本農民史』を早稲田大学政治経済科講義録第49回に発表している。本書を執筆した柳田の動機は本文に則するならば以下ようになる。「新時代に入つて来て、農と商工とは対立的」になり、「新しい経済の国際組織の中で、調和融合の最も困難な特殊事情は、主として各国各地方の農村生活から起り、此が為に中央地方の政治を、甚だしく複雑不可解ならしめた。此理由から『外国の書物の受売模倣は六かしく、又実地の政策を討論せんとする人々にも、達観的な史的研究が、殊に此方面に於て必要になつて居る』。

柳田によれば、これまでの農民史に関する文献は、「所謂地方(チカタ)の学問なるもので、即ち郡奉行代官及びその手付き役人の経験の記録」で、農民史の「その数百年の変化を、正當に理解するためには」不向きであるという。そこでこの著作では、「如何にして日本の農民は、今日のやうな生活をする事になつたのかを、説明し得るやうに力めてみたい」という²⁾。

ところで終章の締め括りのことばには、「今後の農業の変遷は避けたくとも避け得る見込は無い。問題は只如何にして無益なる混乱動揺とその犠牲者の数とを、最小限度まで少なくし得るかといふに止まつて居る」とある。前言とこのことばから柳田の執筆動機を考察するならば、彼は当時の農村を大激動期にあると認識し、「混乱動揺」をもたらした原因を過去に遡って考察しようとしたことが推察される。しかもそこから導出した結論を、「犠牲者の数」を「最小限度」にするために現実の農業政策に役立てようとした。

ところで、『都市と農村』の第二章は「農村衰微の実相」という章名であるが、後述するように、そこで柳田は「農村衰微」を語る人の既成概念批判を展開している。都市と農村の地域間格差の問題は『日本農民史』執筆以前においても都鄙問題として議論されてきていたが、例えば東京帝国大学教授で農政学者の横井時敬は「都会熱病論」を説き、農業労働者の都会への労力移動をその原因として把握していた³⁾。『日本農民史』第三章と『都市と農村』で展開された柳田の見解からするならば、『日本農民史』の執筆動機には既成概念批判も指摘されよう。

それでは『日本農民史』の具体的分析に入ることにしよう。

(2) 第一章の内容

『日本農民史』は、序論につづけて第一章「農村」、第二章「農家」、第三章「農民と其境遇の変化」から構成されている。

第一章「農村」では、柳田の農民史で対象とする「村」が定義される。柳田の「村」とは、「農民の生活に何等の制限と影響とを、与え得る力のある」もので、「現在」において「町村の区又は大字と為つて居」る。町村は当時一万二千足らず、そのうちに十八万ばかりの大字があった。個々の村は新旧・大小が区々であった。その理由は開村のされ方が多様であったからである。開村は大きな村の分化、領分関係からの分割もあったが、開発によるものが多かった。開発方法はその経営方法と労務組織により二大別される。単一支配式とでもいうべき、ひとりの有力者が多数の農民を指揮し開発した田地を単独所有する方法と、農民各自入費と労力を持ち寄り、共同で開発した田地を分割するものとのである。

村の成長力も各村により多様であった。「村の成長力」とは「人口の増加」＝「労力供給の増加」のことであると柳田は説明しているが、一村の生産力で扶養可能な農民数と解した方がつづく彼の説明が理解しやすい。柳田によれば、どのような開村のされ方であっても、村を成立させる場合には当時の農法に基づいて農家一戸分に入用な土地量を算定し、開村した土地の最大限度まで農民を収容したという。したがって「村の成長」があるところまで達すると、他村とは無関係に農法を変更するとか、農業の範囲を超えて村の収入を模索する必要が生じた。農業範囲を超える収入を可能とするか否かは、その村にこれと適応する経済状態があるかどうかということが密接に関わってくる。純農村地帯と商品加工生産を可能とする地域に存在する村では成立条件が異なっているため、「村の成長力」には著しい差がみられるという。この「村の成長力」を規定するものは各村の性質と歴史であると彼は述べているが、このように「村の成長力」も各村により多様であった。

ところで柳田によれば、村の成立には三つの条件が必要であり、それら開村時の歴史的事情が現在に至るまで村民の生活に影響を及ぼしているという。三条件とは、(一)村開発者たちの最初の要求、どんな村を作るうか、(二)労力結合の様式如何、(三)土地選定の自由不自由、であるという。換言すれば、開村時においてこの三条件を村人同士で協議し取り決めをしなければ、日常的な村の経済活動は不可能であり、運営ができなかったということであった。このことは、開村の事情如何、例えば住民の先祖が自ら開村した村であっても、また城下町や新田開発の村のように「作られた村」であっても同様であった。柳田はこのことをつぎのように記している。「現在の村生活を見ると、単に大小区々の農場、貧富色々の階段に立つ労働団即ち家族が、偶然に相隣して集落を作つて居るかの如き観があるが、実は其間には隠れた連帯があるので、互に意外の拘束を各住民の経済活動に加えつゝあると云ふことは、少しく其成立の事情を考へると、之を認むることが困難で無い」。

この一村内における連帯は無形の生活にまで及んでいた。葬式・婚礼等はもちろん、労働方法、休日、村の救済事業、年貢の徴収まで連帯責任であった。日常生活にいたるまでの村内の連帯は弊害面も存在したが、柳田がこの著作を執筆した時点ではもはや村内の連帯は希薄になっていて、「以前の結合の意味までが不明に帰して、村人自らが村を偶然的集合のやうに考へる

やうな傾きを生じた」として、開村時からの村の運営や日常生活にいたるまでの強固な村の主体性と連帯が薄れつつあることを指摘している。

（3）第二章の内容

第一章において日本農村の成立の多様性と農民主体で連帯して村内運営がおこなわれる農村を明確にした柳田は、第二章の「農家」においても主体的に農村運営をおこなう農民の存在を明らかにしている⁴⁾。村内の農民各自の関係は平等であったこと、一村をほとんど一農場のように総括所有する地主の存在は歴史的には浅く、庄屋の職を一定の家に世襲させるのも行政上の便宜からきていているとしている。庄屋の立場は他の村民と一致していたので、村民と利害は衝突しなかった。村内には庄屋の他に百姓代、年寄、組頭等があり、また、村の口利きもいて、村民多数の意向に反する行動は牽制されるようになっていたという。また、村内運営の真の執行力は村の寄合にあった。村の運営は村人主体でおこなわれてきたのである。「即ち昔とても村は共同の力に由つて、相助けつゝ生活して居たので、必ずしも少数の上流に引率されてのみは居なかつた」。村の運営は歴史的には村独自の主体でおこなわれてきたことを明確にしている。

しかも柳田は、武士階級が農民からの出自であることを歴史的に明らかにして、現在の農民へ精神的支柱を付与している。いわゆる「兵農不可分」の時代において、「サムラヒ」という階級は土地財産のほとんど完全な処分権を認められ、自由に相続しうる土地財産を有する自作農のことを示していた。日本史のなかで「小名」とも「地侍」ともいわれた武士農業者のことである。彼らの多くは兵農分離の決断を迫られたとき、「父子兄弟が二組に分れ、一方は武士の誇りを保つて出て仕へ、他の一方は刀を断念して家の存続に力めた」。また、「百姓」という語も時代のなかで変遷して、「最初は良民または公民の総称」であり、しかも「武士も亦悉く其中から出た」のであったが、「兵と農を相兼ねることを得なくなつた結果」、「百姓は武士よりも低い身分と為つた」。長い歴史のなかで農民自身すら忘却してしまった「士族」が「農民」からの出自である事実を強調したのである。

ところで柳田はこの章において農家呼称概念を説明している。第三章「農民と其境遇の変化」の内容と重複する部分もあるが、第三章への橋渡しとしてここでとりあげておきたい。

柳田によれば、村の経済の統一と連帯の基礎をなしたのは本百姓（長百姓）であった。彼の説明では「本百姓」は「自作農」と全く同一概念ではなく、直接公費負担者で地租の他に家の課役、即ち軒役を負担する公民の全部の総称であった。本百姓には村内での序列が存在し、その格式が現形するのは村の祭礼等の古風な儀式の際であった。「而して一年一度の大祭の為に、順番又は抽籤で頭屋（トウヤ）に指される家が、本百姓と名くべきものであつた」。

この本百姓が時代を経るにしたがい増加してきた原因は、「農家の商業化が重要な観察眼となる」、つまり農民的商品経済の展開との関連の重要性を柳田は指摘しているが、それ以前における大きな原因は分割相続の流行であった。

柳田はこの問題を、本百姓のなかでも「草分」とか「切明け百姓」とよばれるような大農場を経営する旧家の「零落」をひとつの典型的事例として、つぎのように整理している。

これら「大農」経営は兵農不可分の時代にあつては、家永続の思想と眼前の子への愛情の抵触により常に解体の危機を内包していたが、中世軍事上の必要によりその維持が保たれてきていた。しかし「農」が武事と絶縁するようになって、総領職を継承する本家のみの統御の便を考慮する根拠が喪失したという。農村ではしだいに分割相続の思想的前提が成立しつつあったところに、農具の改良、作物種子の変化という農法の変化（農場作業の分割可能とその有利性の認識）と、農民的商品経済の発展と農民の手元への萌芽的利潤の形成による農村における商品貨幣経済の展開（商工業への転職という従属農民の離農傾向）、そして分割相続の経済的有利性が大農の側にも認識されるようになり、分家の慣習が村内で流行するようになったとしている⁵⁾。

一村内における農家戸数の増加は小農においても現出した。柳田の「小農」概念は、農地所有の有無に関わらず一ヘクタール前後の経営面積をもつ農家をさす。彼によれば小農のなかでも「小作農」の増加は、近世の農法の変化によって、年季奉公というこれまでとは異なる慣習が農村内に生まれたことに因る。戦国の内乱状態が休止すると、農村には一時的な労力需要が喚起された。そのとき大農は在来の譜代のほかに新たな下人を抱えようとしたというのが、この慣習の契機であった。年季奉公は分家とは異なり、年限を一定して大きな農家に住み込んで農作業に従事する。年季が明けると、通例同一境涯の女性と婚姻し、奉公先の農家の近隣に家屋を支給され、地主によってその最小限の生活が保障された⁶⁾。

地主の抱え百姓の土地給付方法は二つある。地主の有する土地総面積を区画して、その一部分の作業を分担する「下作」ないし「請作」といわれるものと、地主の土地の日雇い労力者として付近に住まわせておくために、収入補助手段として土地利用を許したものである。後者の利用可能な土地は、前者よりはるかに小規模なものであった。そのどちらにおいても当初から耕作面積が不足なように支給されていたので、小作人の生活は地主の側からの飲食物等の実物給与や、草山薪山の採取等有形・無形の補給・援助があつてようやく周年の生活維持が可能であった。

小作農生活の実態については小作争議との関連においてまた論じることにして、ここでは本百姓の分家による数の増加と、地主の利害により析出された小作農数の増大により、経営する耕地面積が極度に狭小となった小農で溢れた農村を確認して第三章に移行しよう。

(4) 第三章の内容

第三章「農民と其境遇の変化」の冒頭に、柳田は農家青年の離村問題をとりあげている。柳田によれば、この農家青年の離村問題はこれまで地方衰微の原因あるいはその結果というふたつの側面から問題とされてきた。この事実の確認を、柳田は人口の静態統計から考察している。

柳田の使用した資料は統計局から五年ごとに発表される静態統計である。彼はこれで本籍人口に対する現住人口の増減を推定する。資料の不備は短期臨時の材料と国勢調査で補っている。当時、現住不足帯 = 人が本籍を残したまま外へ出て寄留する村は、県境の山間地帯と海にも鉄道にも遠い部分に固まっていた。他方、現住超過帯 = 本籍のない人が多く入り込んでいるのは、平地部とりわけ都会工業地などの周囲であったという。これらの結果を総合的に判断すると、人口数が減じていく村はなく、前年に比してあまり増加しないというまでであるという。「従つて日本に於ては、農民離村の現実が仮に目に立つほどであつても、之を以て書物に書いてある或る時代の英国米国の如く、農業労力量の減少を推断し、従つて之に基く生産の障碍までを、患ふるの理由は無いのでは無いか」⁷⁾。

また、労働力の減少が「量」ではなく「質」にあるという議論、つまり農村の有能な壮年・青年の離村実態に対しては、柳田はこれを認めている⁸⁾。

柳田によれば農業労働者の移動は、これまでの日本においては「出稼ぎ」というかたちで農閑期の利用法として伝統的に存在したもので、「新時代の病現象」ではないと彼は認識していた。

それならば柳田は、当時の農村が抱える問題をどのように認識していたのか。この問題を考察する前に、当時農村で多発していた小作争議と、1926年に公布された自作農創設維持補助規則についての彼の見解について触れておきたい。

（5）小作争議に対する柳田の見解

1920年に408件を数えた小作争議は、その後1937年まで毎年増加傾向を示していた。1920年以降の小作争議件数・参加者は、1926年に2751件、参加人数15万1061人、また、農民組合運動を基盤としての展開は、1927年においては小作人組合員数36万533人となっている。この時期の小作争議の特徴として、西田美昭は三点あげている⁹⁾。第一は小作料減額要求争議が中心であること。第二は争議規模が、全村規模ないし町村を超え大規模化していること。第三は件数・参加者数からみて、愛知以西の西日本諸府県に集中していること、この三点である。

ところで、柳田は小作争議の原因をつぎの四点に求めている。第一は、耕地面積が狭小のため独立した農業経営を行うことが不可能であること。第二は、小作人数が過剰のため労働条件の不利を武器に地主と闘う手段が乏しいこと。第三に、村内に農業収入に替わる事業が少なかったこと。とりわけ純農村地帯においては、小作地返還を武器に小作条件の改善を地主に迫る手段がなく、事態が悪化するまで小作農側が原状を保持するため、小作争議が激化しやすかったこと。第四に、かつての地主 = 小作関係においては不文の慣行・情誼ともいえる小作農に対する目に見えない利益が存在したが、外国法を模倣した「不完全」な民法により、その関係が単純な賃貸借関係となったこと。「新時代の法制は、全体として日本の国情の考究が周到で無かつた。一方には国民の対等意識、即ち貸す人借る人の関係を、単なる貧富の差と見ることを許しながら、他の一方には不動産所有権の擁護が稍偏頗に失して居た。農を保護すと称して其実

は農地所有者を保護して居たから、帳場地主又は不在地主と呼ばれる非農民が、農民の利益を掣肘したことは、金貸肥料商等以上であつた」と柳田は述べている。

また彼は、小作争議は小作農数過剰を背景とするものであるため、その勝率は低いとみていた。そして小作農の将来を予見し次のように述べている。「何れにしても、現在ある小作農なるものは、思いの外歴史上の根柢も無く、又未来も無いものであつて、久しからず消滅してしまふべきものと思われる。問題は只従来其地位に在つた多くの家族が、末々どうなつて行くかである。即ち(イ)大きな相応の面積を、適当且つ安全なる条件の下に小作することになるか¹⁰⁾、(ロ)或は今だけの耕地を所有者として経営し、農業収益の全部を独占し得ることになるか、(ハ)はた又村を離れ若しくは居ながらにして、全然農とは関係無き仕事に就くことになるか。この三つの中の何れであるか」。

(6) 自作農創設維持補助規則に対する柳田の見解

つづいて、1926年に小作争議が社会問題化するなかで公布された自作農創設維持補助規則に対する柳田の見解について触れておきたい。この規則は、小作法案、小作調停法等の立案を経て農林省から出されたものである。前掲の西田論文を引用するならば、このいわゆる第一次施設と称される施設は、「原則として簡易生命保険の積立金を原資とし、この資金を借入して自作農地を購入または維持しようとするものに対して借入利率が3.5%となるように積立金の借入利率4.8%との差額1.3%を政府が利子補給することにより、自作農創設維持を促進しようとしたもの」であった¹¹⁾。この施設による購入価格の算定は、西田が指摘するごとく購入価格＝標準価格算定の基礎に従来の小作料を認めたものであった¹²⁾。標準価格算定は小作料金額から「地租及地租附加税又八之二準スヘキ地方税」を減じて、この数字から「償還期間二十四年、年利率三歩五厘として計算したる償還金年額の元金に対する割合」である0.06227で除したものとされた。この計算式での「小作料金額」は「平年作二於ケル実納小作料」を「当該地方二於ケル最近五年ノ平均価格」により換算することによりえられるとされた¹³⁾。

この1926年に公布された自作農創設維持補助規則に対する柳田の見解は次の三点に整理することができる。

第一は、標準相場が安価なため、土地価格下落時においては買い手がつかないということ。

第二は、土地価格が小作地収入を基礎に相場がたてられているので、公債収入ほどの見込みがつかないということ。つまり、柳田の計算によるならば、小作米一俵平均収入が12円、公債諸掛を3分の1として純益8円、5パーセントの利回りで計算して一俵尻が160円、これで公債収入と引き合うとしている。したがって、計算上不利である。国府県は不利でなくするため、低利資金の貸し付けという名目で利子補給をしている。これは一反歩の耕地に500円を払い、350円で買い受けたと同結果にしようとする案であり、国府県が差額の150円を肩代わりすることで新自作農創出の損失を国民に押し付けたことになる。

「郷土研究」の一特質（田中）

第三は、地価騰貴 = 自作農減少傾向に対する抜本的な解決策とはならないということ。つまり、土地投機の現状と自作農減少傾向に対して歯止めをかける政策をとってはいない。

以上の理由により、一年間に約三万戸の自作農家が減少するときにおいて 3000 戸の自作農創設は、農民生活のある期間の動揺を制止する効果は生じないというのが柳田の下した結論であった。

(7)『日本農民史』中の「郷土研究」の位置付け

これまでみてきたように、この書中での柳田の主張は次の四点にまとめることができる。

第一点は、日本農村の多様性・個別性。

第二点は、にもかかわらずどの農村においても開村時から土地を土台とする経済の統一と強固な連帯が存在していて、各村独自の主体性をもって歴史貫通的に運営されてきていたという事実。

第三点は、1926 年に公布された自作農創設維持補助規則に対する柳田の見解。

第四点は、小作争議に対する彼の見解、である。

第一点と第二点がこれまでの彼の「郷土研究」の研究成果である¹⁴⁾。

1909 年刊行の『後狩詞記』以来、『石神問答』、『遠野物語』等々柳田の「郷土」の研究は、同一時間・同一空間における、日本の「郷土」の経済生活と心的領域の多様性・個別性主張の根拠としてのものであった。この書中での「郷土」の研究は、単に村の多様性・個別性の主張の根拠というだけではなく、純農村でも商品加工の可能な農村でも（柳田のいう「存立条件の異なる」村であっても）経済の統一を図りながら連帯して主体的に農村を運営してきた事実を主張している。

しかもそればかりではなく、彼は、農業以外の業をこなし、「農法を外部と関係なく変更」して、「時として農業の範囲を越えて、今一層広く収入の手段を搜索」してきた農民の姿を伝え、経済状況の変遷に工夫して対処・適応してきた農村の歴史を強調した。

「独り薪炭ばかりでは無く、家用農用の器具なども、もとは農村に之を生産すべきであつた。金属で製した鋤鍬は、延喜式以前から一般に使用はして居たが、外部から買ふのは金属の部分のみで、つひ近世になる迄、鍬は何枚と重ねて鍬先ばかりを売買したのであつたが、今ではもう鋤鍬に柄をつけて市に販売するのが普通になり、鎌や鉈包丁の類までも、出来た品を買ふことになつてしまつた。以前の木を材料とする部分は、村の山で伐り家で作つた。そののみか普通の民家では、建築の諸材料も村に産するものを只使用し、番匠大工だけを外から呼んで来た。燃料などは勿論の話であつた。」

「生糸の貿易にまだ発展の余地があると、四国島の西海岸のやうに、新たに養蚕業を追加するとか、又は奈良県南部の丘陵地のやうに、電車の聯絡などを利用して、果樹栽培を始めたり、東京横浜間の田舎のやうに、都市目あての蔬菜を作つたりすることは、興味の多い前途である。」

柳田は農村を農業のみではなく、歴史的に「非農業」地域として活動してきたという農村観を「郷土研究」の研究成果で明確にしたが、この農村観を受けて『都市と農村』では「郷土研究」にきわめて実践的な目標が設定される。そしてその目標により、彼の「郷土研究」はこれまでと異なる特質を明確にすることになる。

3. 『都市と農村』における「郷土研究」の位置付け

(1) 「都市と農村」問題考察の柳田のスタンス

『都市と農村』は1929年、『朝日常識講座』(全一〇巻)の第六巻として朝日新聞社から発行されている。この「講座」の予約募集パンフレットでは、書名が『都市と農村の問題』として出されていたという¹⁵⁾。この著作全体の分析と経済思想史的意義に関しては、藤井隆至のきわめて精緻な先行研究があるので、この論文では氏の研究をふまえ、「都市と農村」問題に対する柳田のスタンスと、彼が当時の農村問題として考えていたのは何であったのかということ、そしてこの著作の「郷土研究」概念に限定して考察する。

『都市と農村』は一〇章から構成されている。目次は以下のとおり。

自序

第一章 都市成長と農民

第二章 農村衰微の実相

第三章 文化の中央集権

第四章 町風田舎風

第五章 農民離村の歴史

第六章 水呑百姓の増加

第七章 小作問題の前途

第八章 指導せられざる組合心

第九章 自治教育の欠陥と其補充

第一〇章 予言よりも計画

「都市と農村」問題に対する柳田のスタンスは『都市と農村』中の第一章で考察されている。

第一章での柳田の主張を要約するならば、次のようになる。

この「都市と農村」問題では、これまで農村の問題ばかりが強調されてきていたが、都市も問題は抱えている。例えばそれは、下水道や公園、小学校建設というレベルのものでなく、都市の窮乏や不安が量的にも質的にも存在する。農村にも問題はある。

「都市民」とは現在「郷土」を離れ都市に居住する人々の総称である。かつて彼らは「郷土人」であった。「農民」は現在「郷土」に居住する人々の総称である。この「郷土人」とかつて「郷土人」であった人々が、「国民総体の立場」で都市と農村との共生を模索することは不可能

であろうか。われわれの意識を改革して「国民総体の立場」でこの問題を考えることは不可能であろうか。

柳田はこの章の「農村から見た都市問題」の項で、「全国家の幸福の為」という表現をしている。

（2）当時の農村問題に対する柳田の見解

つづけて第二章「農村衰微の実相」での柳田の主張をみていこう。

既述のとおり、この章で柳田は、「農村の衰微」とは農村のどのような状態を指すことばであるのかという考察をとおして既成概念批判を展開している。章を要約して柳田の考える農村問題を明確にし、併せて彼の既成概念批判を考えてみたい。

第二章の要約は以下のとおり。

これまで農村において自生的に発生した産業である「添拵」とよばれる農村工業が、外部資本にとってかわられたことにより、農村の生産に単純化が喚起された。「添拵」というのは自給農民の手作りの日用品で、繭や野菜類、藁細工・竹細工等、農民が余剰生産物として交易に供してきたものである。もし都市の威力が農村を衰微させたということがいえるならば、農村がこれまで行ってきた多種多様な生産を、単純化させてしまったというところにある。

日本では伝統的に純農村は存在しなかった。生産としては複雑を極め、生産量は少量でも一戸で五種から二〇種の作物を作り分けていた。また、そういう工夫をしなければ経済状況の変化に適応できなかったのである。

日本農業の現状は、個々の農家の技術も土地の生産力もけっして衰えてはいない。現在の農村問題の原因は、これまで存在した農村工業が外部資本にとってかわられたことによる「純農村化」にある。

（3）既成概念批判

章名の「農村衰微の実相」に表現されているように、この章で柳田は「農村衰微」という観念的・抽象的表現を批判し、「農村」の「衰微」というものももしあるとするならば、それは農村のどのような状態を指し、その原因は何であるのかを明確にしている。「一人貧乏と総貧乏」の項では、「一人貧乏と総貧乏」という語が「農村衰微」を語る人の観念性を暴くための嘲弄語として使用されていて、そのような両極の概念からは農村問題の実態はみえてこないと当時の農学者の気楽な言葉あそびを批判している。

「農業を保護してそれで農村が栄えるものならば、現代の保護は可なり完備している。米初の輸入には関税をかけ、それでも安くなる懸念があれば、国で買上げても市価を維持する途がある。其他金融の便宜倉庫の設備、それよりも更に有効なる直接の奨励補助の如き、殆ど手段の尽し得る限りを試みんとして居る。是までの世話焼きは前代にも例無く、又恐らくは外国に

も例が無い。世間では農業が衰微するから斯うして救ふのだと考へて居るらしいが、それは事実反するのみならず、又救はるべきものが救はれて居ないのである。つまり此の方法ばかりでは農村衰退の問題が解決し得ぬことを、漸く此頃になつて我々が経験した」。主流農学者の学説と、農政担当者の農政政策の誤りを指摘して柳田はこのように述べている。

(4)『都市と農村』中の「郷土研究」概念

第九章「自治教育の欠陥と其補充」では、柳田の「郷土研究」の概念が説明されている。しかもそればかりではなく、どのような方策によって当時の農村問題を克服していくのかという柳田の考えが明確に語られている。

第九章は「村を客観し得る人」「保護政策の無効」「都市の常識に由る批判」「人量り田の伝説」「村統一力の根柢」「平和の百姓一揆」「利用せらるゝ多数」「古風なる人心収攬術」「自尊心と教育」「伝統に代わる実験」の一〇項目から構成されている。ここでは一項ごとの要旨をみていくことにより、章全体の彼の主張に迫っていきたい(要約中の「」部分は、本文からの引用である)。

(1)「村を客観し得る人」

これまで農村改革は常に後手でなされてきた。その理由は制度が一国規模であるためと、改革案の比較・優劣の考察が農民個人の能力の及ぶところでなかったからである。しかもはや国論のみに任せておいてはいけない。どのような改革案を採択するかは「村人の業務」でなければならない。

そのために今後は、「自分の生活を客観する習慣」を修得していこう。そして故郷を離れ都会で生活する「兄弟姉妹」から批判・助言してもらおう。

(2)「保護政策の無効」

現状は、生産種類が減少して村の生産力は減少している。その結果、一村で扶養可能な人口が縮小している。それに反し一村内の人口は増大しているのも、誰かの生計が苦しくなるのは当然である。

これまでの政府の政策方針である穀価維持という保護政策によって、生計が楽になったと感じている農民は一人もいない。この政策による農村経済生活の向上の効能はなかったのである。

(3)「都市の常識に由る批判」

生活手段がなくなれば独力で職を捜すのが当然であるというのが都市市民の常識である。したがって彼らの常識によるならば、農民が農業の縮小に不安を抱かずに過ごしてきたのは不思議なはずである。

農村生活では、時代の変化により、これまで農村で自給できた製品が減少して現金購入品目が増加している。コメを主産とする政策さえおこなえば農村が維持されるという政策は、もはや迷信でしかない。

「郷土研究」の一特質（田中）

（４）「人量り田の伝説」

古来から農村で育まれてきた「添拵」が時代の変遷によってことごとく都市の企業に取って代わられたのは、日本の農村にとって「非常の大事件」であった。このため村の市場が衰退し、村相互間の交通は消滅した。

村で賄いきれなかった人口を楯で量って棄てたという伝説があるが、農民が自立経営を営むためには、耕地面積による人家数の算定をしていかなければならない。「一つの本業を確立させようとするれば、乃ち農場の分合と第二業体の選択が必要になつて来る」。

（５）「村統一力の根柢」

今日の農村の現状は、すべてが予測どおりの結果となっている。ただ一つの例外は、これほどに至るまでに農村側から何等の回避策がとられなかったことである。農村の改革が政府でなければなしえないと農民が考えるのは「惰性」でしかない。「組合の本旨に関する無知であり、又教育の欠陥」である。

団結には二様式がある。村の結合は一見組合の団結と酷似しているが、その本質は異なるものである。外部に対して内部組織を統一しようとするとき、村の結合は力のある者に服従してその保護に依存するところにある。中心となる人物の指定は「慣習」が指示を下す。これまでの日本農村の歴史において、外部権力に依存せずに村の自治を可能としたのもまた、この「慣習」であった。

（６）「平和の百姓一揆」

「一揆」の初発の意味は小さな武人の連盟のことであった。自発的に団結しなければならない社会的理由が存在したからこそその結合・組織であり、相互の関係は対等・平等のものであった。現代農村の経済事情においてその意義が認められつつある組合思想は、このようなものである。

（７）「利用せらるゝ多数」

農村在来の一致行動という名目で総住民の連名書印の形式をとる下層住民の利用が最近多くなってきた。共有林野の分割・譲渡やその他「外部資本の征服」等はこの方法で行われたものである。これにより村は一樣に貧しくなり、結果的に農村を不利に招いたことが多い。

村の協力を有効とするためには、自他の利害を比較することが大切である。村民のこころがけとしては、多数決に服従しなければ「反逆」とみなすような風潮を改めていかなければならない。また、印を押すという行為は一つの契約行為となるため、自重・警戒することが必要である。押印は自己責任である。

（８）古風なる人心収攬術

親方農場の豊凶盛衰のみが一村内に生存する農民たちの共通利害であった時代では、「服従」は「保護」の別名でもあった。しかし時代の変化により、農民各自の利害は必ずしも一致しない世の中となってきた。

にもかかわらず現在においても土地の顔役とか有力家と呼ばれる人々は、猶子取子カナ親、嫁婿の世話、寄留人の身元引き受け、就職の世話等々のような「古風」な方法による人間関係の保護・服従関係を構築している。

(9) 自尊心と教育

現在の村に急務なことは人間関係が対等であることを「練習」することであり、国の同情にすがって保護を求める考えを捨てることである。これまでの政府の統一教育は、伝統的な農民の教養を制限してかつて農村教育に参与していた「郷党の父老」の協力を遮断し、「農民が必ず憫まるべきことを教へん」とするものであった。

(10) 伝統に代る実験

伝統的な村の教育が現在までの農業生産と日本文化を構築してきた。一言で評すればそれは「工夫」能力とも言えるものである。農業生産では技芸ともいえる工夫をして生産力拡大に結び付けた。都市生活に対しても、農村生活に適合しない過剰な消費や生活常識に対し、距離を保持しつつ自律して農村生活を堅持した。時代の変容がもたらす経済生活の変化には警戒を怠らず、土地の存立条件や人の増減にも工夫して対処してきた。また、一村内の家柄や資産格差に対しては、相違を承認しつつ調和をこころがけてきた。

しかも村内部で発生した諸問題には、行政に依存することなく一村内で対処するというのが伝統的な村の掟であった。以前はそれぞれに「土地の掟」というものがあつたのである。

伝統的な農村教育が政府の統一教育により、農村教育に有効な年齢時に役人や町人に適合する教育内容が施され、次代に継承されることが不可能となってしまった。「将来の農村人は新たに郷党の為の教育を確立して、この失われたる経済自治の回復を図らなければならぬ」。

この章の柳田の主張を章名の「自治教育の欠陥と其補充」に即してまとめるならば、以下のようになる。

農村改革は政府でなければ実現不可能であると考えるのは「惰性」でしかないということをもはや農民はわからなければならない。農民各自が自らの農村の改革に取り組まなければならない。そのためには、これまで伝統的に農村内の人間関係に存在した保護・服従の関係を脱却し、村のなかでの農民各自の対等意識・平等意識を育成していかなければならない。

そして生活の要求を実現するために組合に結集して、組合を活用することを学習し、農村の改革に取り組んでいこう。かつて農村に存在した村の教育は、農民が主体的に連帯して経済自治を不断に取り組んできたことを教えている。われわれは新しい農村のための教育をつくりあげ、失われた経済自治の回復を図らなければならない。

ところで、ここで柳田の「郷土研究」との関わりにおいて、第一〇項で彼が述べている「伝統的な村の教育」について言及しておきたい。

ここで柳田が指摘しているのは農村の自律的創造能力 = ホメオスタシス、homeostasis の指摘である。その中で特に大事なものは「技芸」の指摘である。彼は日本の農村における自律的創

「郷土研究」の一特質（田中）

造能力＝工夫能力が、日本農業のみならず日本文化の全般を生み出し、主体的な経済運営を可能としたと認識していた。その能力が農民から失われてしまったのは「行政」によると柳田は述べている。「彼等を納租の忠誠と隣保以内の善行に、踴躍せしめたものは行政であつた」。日本農村に伝統的に存在した自律的創造能力を政府の農政担当者が全く理解せず、農民を「指導」しようとした結果、「永い年代の実習を積んだ自治訓練、うまく行けば都市へも其恩恵を領ち得た耳の学問が、その無筆謙遜なる老教師の引退によつて、突如として伝統の糸を絶つてしまつた」としている。

（5）『都市と農村』中の「郷土研究」の位置付け

柳田によれば、農村において受け継がれてきた「伝統的な村の教育」は、政府の農村政策と教育政策により次代に継承されることが不可能となつてしまつた。彼はこれまでの農村の主体的な経済活動や村内運営、また、それらを可能とした自律的創造能力も農民から失われ、当時の農村は政府の保護政策を希望する農民で充溢していると認識していた。この状況を打開するため、彼は「郷党の為の教育」の必要性を説く。「苦き経験には相違ないが、最近数年間の紛乱と動揺との如きは、言はゞ此教育上の欠陥を補填すべき有益なる新種の練習であつた。将来の農村人は新たに郷党の為の教育を確立して、この失はれたる経済自治の恢復を図らなければならぬ」。

ここにおいて柳田の「郷土研究」は、政府の統一教育によって失われた「伝統的な村の教育」に替わるものとして確立されなければならないとされ、その目標が「経済自治の恢復を図る」ことと収斂されていった。「郷土研究」に内在しなければならない特質は、これまで村を牽引してきた思考的＝精神的原動力であつた「伝統的な村の教育」と同質のもので、農民の思考の質的転換を図るものであつた。

柳田がこの書で示したこれまでの「郷土研究」の研究成果は、農民が農業だけではなく多様な生産に従事してきたということと、農村もまた、複雑な種々のものが絡み合って存在してきたという事実であつた。かつての農村はもっと活力があり、多種多様なしなやかさと変わり身の早さをもって、経済状況の変遷に工夫して対処・適応してきたということであつた。そのような「郷土研究」の研究成果をとおして彼が農民に対して呼びかけたものは何か。

小括に向けてすすんでいきたい。

4．小括

1920年前後の日本社会の状況は、柳田国男が提示した農業政策論構想と全く異なるものであつた。彼は日本が市場経済化されると予想される時期において、産業化のなかで農業を一産業として自立させる方策として、農村に農民の手で資本を蓄積させることを考えた。「中農養成策」

がまさにそれである。中農を養成することにより農業生産力を高め、その土地の富裕農民が経営する農村工業を興し、雇用と原材料を地元で調達しその工場を経営するという地域経済構築論を提示した。しかしながらその後の農村を取り巻く状況は、彼の主張とは異なり、地域経済を構築する客観的状況は失われ、政治的にも経済的にも一極集中化が進行した。

柳田が当時の農村問題としたのは、これまで農村に存在した「添持」とよばれる農村工業が都市の「外部資本」に征服され消滅させられたということであった。そのために農村では資本の蓄積がなされなくなったという見解である。

この局面を開閉するには、農村の外側からの改革だけでなく、農村の内部からの内発的な改革が必要であると柳田は考えた。これまで日本農業のみならず日本文化全般を生み出し、主体的な経済運営を可能とした「伝統的な村の教育」は、政府の統一教育により失われてしまったが、「新たな郷党の為の教育」を確立し、「失われたる経済自治の回復」を図らなければ事態の克服は不可能であるとした。この「伝統的な村の教育」に替わるものとして「郷土研究」が位置付けられる。

「伝統的な村の教育」は、これまでの農村の思想的＝精神的原動力として農村と農民を牽引してきたものであった。村の経済の統一はそのなかで成し遂げられてきた。かつての農村に存在した精神的・経済的な活力のある自立性＝自律性をとりもどすべく、柳田が農民に提示した農村の改革案は農民が企業する側面ははずせないということであり、「企業的農業人」への自己改革とも称すべき多種多様な「業」の企ての実践であった。

農民が企業人に育ち、種々の産業を農村に創りだすこと、そして農村に再び活力を取り戻すこと、これが「郷土研究」の目標であった。

< 註 >

- 1) 山野晴雄・成田龍一「民衆文化とナショナリズム」(歴史学研究会、日本史研究会編『講座 日本歴史』9、東京大学出版会、1992年) 253～254頁。
- 2) この柳田の「歴史主義」とよばれる方法は、アナル学派の第一世代であるM・ブロックの「歴史学の遡行的方法」とよばれる彼の方法と共通する問題意識である。現状を認識するために歴史をさかのぼって考察する。しばしばとりあげられるように、柳田の歴史学認識方法はこれだけでなくアナル学派と共通する。例えば、その時間把握の方法は、「長期持続」「中期持続」「短期持続」という方法で歴史を把握しようとしたF・ブローデルに共通し、心的領域に踏み込んで農民史を把握しようとする試みはE・ル＝ロワ＝ラデュリに共通する。
私見によれば、柳田の歴史学は単に歴史学の方法がアナル学派と共通するだけでなく、きわめて根源的な思想的局面において基盤を共有する。これについては別稿で論じる。
- 3) 横井時敬と柳田の農業政策論の相違については別稿で論じる。横井は東京帝国大学教授で主流の農政学者であり、当時の農政担当官僚を育成する立場であった。彼の主張を柳田と比較して「呆然とした」と評したのは橋川文三であったが、両者の主張を比較しその問題意識を探るとき、その印象はむしろ「慄然」という形容がふさわしい。
- 4) 江戸時代の農民生活を再構成する一助として、参考文献を一書あげておく。
秋山高志・北見俊夫・前村松夫・若尾俊平『図録・農民生活史事典』、柏書房、1991年。
- 5) 自立不可能なまでに零細な農業経営の広汎な形成の原因を柳田は大農経営の解体過程に求めるが、藤井隆至は彼の学説を「規模説」として他の「所有説」と区別している。藤井隆至「農民・百姓」(野々

「郷土研究」の一特質（田中）

村純一・三浦佑之・宮田登・吉川祐子編『柳田国男事典』、勉誠出版、1998年）参照。また、藤井隆至『柳田国男 経世済民の学』名古屋大学出版会、1995年、339～341頁。

- 6) 柳田の小作農概念についての特殊性については、藤井隆至の指摘がある。前掲、藤井隆至、345～346頁の註釈（3）。
- 7) 大門正克「農村社会と都市社会」（石井寛治・原 朗・武田晴人編『日本経済史 2』東京大学出版会、2000年）参照。
- 8) 前掲、大門正克論文、336～337頁。
- 9) 西田美昭『近代日本農民運動史』東京大学出版会、1997年、124頁の表3-2参照。
- 10) ここで小作農概念について述べておきたい。

小作農とはいわゆる tenant farmer のことで、農地を借用して農事に従事する農民を指す。農具、肥料、種苗は自己所有であった。各農民の判断で播種・刈り入れをおこなうので独立した農業経営者である。日本においては miserable な印象がつよいが、その概念のなかには自立経営を営むことにより資本を蓄積し、資本家へ上昇する可能性を有している。

- 11) 前掲、西田、240頁。
- 12) 前掲、西田、241頁。
- 13) 前掲、西田、241頁。
- 14) 1920年前後の柳田の「郷土研究」に関しては別稿で分析するが、ここでこの論文と関わる範囲において彼の「郷土研究」に言及しておきたい。

1913年3月に刊行された『郷土研究』第一巻第一号「謹告」には、つぎのような一文がある。

一、郷土研究は日本民族の凡ての方面現象を根本的に研究して日本の郷土に発生したる民族文化の源流と要素と発展とを文献学的に説明しこれによりて日本文献学に貢献する所あらんことを期す。

この一文は「創刊の辞が改めて立てられていないこの雑誌の、実質的な創刊の理念」と佐藤健二が評するとおり（『柳田国男全集』、第二四巻、筑摩書房、「解題」、669頁）柳田のこの辞には、彼の「郷土研究」の初発の志が有形であれ無形であれ、全体としての日本人の精神文化を構成する要素の説明としての研究であったことが窺われる。

また、1912年に報徳会の機関誌『斯民』に五回にわたり掲載された「塚と森の話」の中には、○都会集注の傾向、○地方政治最難問題の一、○人口移動の恐るべき結果、○多難少得の生活を営める我々の祖先、等に柳田の「郷土研究」に対する問題意識が窺われる。

この「塚と森の話」所収の「最も大きな学問」のなかには、「一国の為に、国土と国民との連鎖の成べく鞏固ならんを欲するものは、是非共郷民をして郷土の現在を理解せしめると共に、其過去をも得せしめなくてはならない。新しい未来を開いて行くものの最も大きな学問は、自分の生活に数千年の根があるといふことである」とあり、彼の「郷土研究」が農民の生活史の側面を有することも理解できる。

また、1913年『帝国農會報』第三巻第六号所収の「農政の新生面」には、生産者と消費者の生産物価格の利害対立に言及して、「生産費を成るだけ少なくして今日より多く作ることは出来まいか」、「一つの家々の生産費の問題、純益の問題、経済上の言葉で申しますと分配の問題と云ふものは到底一国一律の生産奨励のやうな風に、簡単に全国に訓令を出して行ふと云ふことは出来ない、同じ早稲の植時でも晩稲の飯時でも地方地方に依りて多少季節が違ふのでありますから、一県下の村の中でも、労力をどう云ふ風に割振れば最も都合よく一年中の仕事をやって行けるかと云ふ問題になりますと、到底中央の統一した政策を行ふことは出来ないのであります、それ故に、どうかして呉れそうなものだと思つて、何時までも抽象的の、自分の村に持つて行つても当嵌らない議論ばかりして居る中に世の中が大正年間になつてしまつた」、「今日は世の中の人々が政治問題にも注目し、社会、経済の問題にも非常に注目するやうになつたものでありますから、此の機運を直ぐに農業の上に対嵌めて、銘々が一つ一つの村の問題を研究して行こうぢやないか、又行かれさうなものだと思ふことが私共の所謂大正の維新を悦ぶところ」とある。

- 15) 『柳田国男全集』、第四巻、筑摩書房、「解題」、546頁。

主指導教員（藤井隆至教授）、副指導教員（佐藤芳行教授・内藤俊彦教授）